

令和3年4月定例農業委員会 会議録

令和3年4月9日（金）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 非農地証明願について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第6号 農地中間管理機構が行う農地売買等事業に係る
あっせん申出について
- ・ 議案第7号 相続人の納税猶予に関する適格者証明願につい
て
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について
- ・ 報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について

4. その他

5. 閉 会

(午前9時25分開会)

○事務局

おはようございます。定刻よりは少し早いですが皆さんおそろいですので本日の会議を始めさせていただきます。

なお本日の会議開催前にお願いを申し上げます。本日の会議は新型コロナウイルス感染防止に配慮して開催をいたします。出席議員の皆様におかれましては、ご入場の際、検温、消毒にご協力いただきましたが、会議開催中議場出入りの際は、出入り口に消毒液を設けておりますので、手指消毒に引き続き協力をお願いいたします。

また、会議中はマスク着用をお願いいたします。会議の途中換気行われますので、ご理解了承の上お願いをいたします。

それでは本日の開会に当たりまして事務局長よりご挨拶申し上げます。

○事務局長

皆さん改めましておはようございます。

大変お忙しい中、年度初めということもありますが、本定例会の方もご出席いただきましてありがとうございます。

4月1日よりいよいよ農業振興条例が施行されたという関係で、本当に問い合わせ等も多くなっています。昨日も三浦課長、それから岡本補佐の方で、JAさんの会議の中で、少し農業者の方に直接制度のことを説明させていただきました。あとホームページや広報等でも、できる限り様々な機会を利用して、周知を図っていこうと思っておりますので、皆さん方のご協力も、お願いしたいというふうに思います。

それから、来週4月15日ですが、橋本市の方では、議会が開催されます。臨時議会です。その中で、農業振興課の方では、農産物等インターネット販売促進事業の補助金を、約400万円。それから、橋本市農産物販売促進対策委員会負担金ということで、様々な農産物販売を促進していこうという経費のために30万円。それから、すごく昨年度も好評でしたが橋本ふるさと便の事業ということで、送料負担をしていくということで、約8000万円の予算を計上していきます。

15日、議会等の可決がもちろん条件になるんですが、そういったことを含めて、併せて私の所管のシティセールス推進課では、市民の皆さん方にお1人3000円のクーポンを改めて配布

さしていただくということで、準備を行っていくところです。先ほど申し上げましたが、4月15日に議会の承認が得てからということですが、皆さん方には事前にお知らせしたいという、そんなふうに思っています。それからコロナウイルスの関係です。

すでにご承知の方もおられるかもしれませんが、市の職員の中からも、コロナウイルス患者が発生しました。本当に皆さん方にはご心配それから様々なご迷惑等お掛けしたことを改めてお詫びしたいなというふうに思っています。

ご存知の通り、県下全体で変異ウイルスっていうのが多くなってきています。私たちは身近な人の中でもPCR検査を受けたというようなことが本当に多く報告されるようになりました。

特に今回、県の方からは県民の皆様方へということで、特に高齢者の方のカラオケということが非常に原因の一つとして多くなってるっていうようなことの周知がありました。皆さんの方におかれましても、本当に気をつけていただいていると思うんですが、より以上の注意を図って、感染対策をお願いしたいというふうに思っています。

一方、オリンピックの準備も着々と国の方でも、県の方でもしているところです。本日から和歌山県では、聖火リレーが始まります。

明日橋本市においては、17人のランナーが橋本駅前を17時30分にスタートして、運動公園到着が18時30分予定で走行されることになっています。沿道からの声援等については、できる限り声を出さずに密を避けてっていうことです。

私たち職員も、総勢約50人近くですがボランティアとして、沿道からスタッフ応援も含めてランナーの応援をしたい、そんな風に考えているところです。

本当に年度当初、それからこの体制の委員会開催というのは、限られた期間になってきましたが農業委員、推進委員の方々のますますのご協力をお願いしたいと思います。

以上、少し長くなりましたがご挨拶としてさせていただきます。

○事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が会議の議長なり会議を掌理するとなっております。

以後土井会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

○土井会長

おはようございます。

令和3年度がスタートしまして第1回目の定例の農業委員会ということでございます。市役所の方では定例の人事異動がございまして、新体制になった部署があるというふうに聞いておりますが、農業委員会の方では事務局では、大きな異動もありませんでした。引き続きよろしく願いをしております。

このような中で私たち委員は、7月末の任期ということになりますので、現在新体制に向けて4月14日を締め切りとした推薦、応募が行われておるところでございます。

一方、新型コロナウイルス関係の方ですが、第4波の兆しがあると言われ、大阪、兵庫県におきましては、蔓延防止重点措置がとられ、今日はまた東京、京都で同措置が発出されるようなことで、引き続き緊張感を持って予防対策を十分とりながらの事業成果ということになって参ります。

橋本保健所管内を見ますと、この一週間新規陽性者が10万人当たり34.6人となりステージ4、いわゆる感染爆発の目安とされています25人以上をオーバーしてしまっていて、ちょっとこれ大変な状況で行政当局はものすごい心配していると思っておるところでございます。

このような中ですが、明日東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーですね。それが橋本市で実施されるというわけですが、現状の中ですが元気活力も必要ですので、前向きに考えていきたいなど、思っておるところでございます。

農作業の方もいよいよ、多忙になってきますけれども、健康は富に勝るといいますので、注意しながら進めて欲しいなどというふうに思っておるところでございます。

それと先ほど事務局長の方から、いろいろ農業関係の振興策が新年度から始まったということで、これを大いに活用して活力のある農業にしていきたいな、このように考えておるところでございます。

委員さんにおかれましては、感染リスクを少しでも低くするために、円滑な議事進行に協力いただきますように、お願いをいたします。

○議長

それでは、議事を進行して参ります。座って進めます。
事務局から、本日の出席委員について報告を願います。

○事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。農業委員11名全員の出席でございます。

なお、森田最適化推進員、尾崎最適化推進委員より欠席の連絡がございました。以上です。

○議長

事務局報告の通り、定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開催いたします。

議案の審議に先立ち当方から議事録署名員の選任を行います。

橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名員は、議席番号5番廣田征男委員、議席番号6番田中里美委員の2名を指名いたします。

また書記には事務局職員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入ります。本日の審議いたします案件は、提出議案7件、報告2件であります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し2案件について、事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の3-1、位置図の3-1及び3-2をご確認ください。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった譲渡人・・・、譲受人・・・他1件の許可の可否について審議を求めるものです。

なお議案第1号でご審議いただく2案件は、農地法第3条第2項の第1号から第7号の各号には該当しないため、要件をすべて満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等を見ても問題がないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることか

ら許可要件を満たしていると判断されます。

整理番号順に説明いたしますので位置図及び議案書をご覧ください。

1番、橋本市橋谷・・・、面積合計2,087㎡について、・・・さんから、・・・さんの夫婦間による贈与による、所有権移転です。譲渡人・・・さんは、維持管理困難になったため、・・・さんへの生前贈与の承認願が出されたということです。なお本申請に係る意見書には、受任者である譲渡人が認知症である旨のご意見がありましたが、本申請には委任状が添付されておりましたので、民法第99条及び第100条に規定する委任に基づく代理申請として受付いたしました。この代理申請につきましては、参考書類としてA4一枚ですが、つけておりますので、ご確認をお願いいたします。

2番、橋本市隅田町河瀬・・・、面積合計664㎡、・・・さんから・・・への売買による所有権について、・・・さんは維持管理困難による当該農地処分のため、・・・さんは規模拡大のため、承認願いたいとのことでございます。

以上で説明を終わります。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

なお、会議は議事録を作成のため録音してございます。マイクを用意してありますので、発言の際はマイクを使用し発言の冒頭でお名前をお願いします。それではどうぞ。

○堀切委員

推進委員の堀切といいます。1番の案件について説明させていただきます。確認のため訪問いたしましたところ、譲渡人・・・と譲受人・・・は夫婦であり、主人が認知で高齢のため耕作ができないということでした。主人はこの農地を15年間ぐらい作っておったということですが、最後の4、5年は近所の人に手伝ってもらいながらやっていた。今後は、奥さんもその近所の人に、8割から9割手伝ってもらって作っていくということなので、特に問題はないと思われれます。以上です。

○田中一孝委員

5番の田中です。案件2番としまして事務局の方から説明がありました通りでございまして、たまたま・・・さんという方が、土地の拡大を目標にしてまして、合意の上で相成ったということでございまして、現場も見に行ったところ、問題ないかと思えます。以上です。

○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

○議長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議がありませんので、本件は原案の通り許可するように決定いたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、2案件について、事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書の5-1ページ、位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市東家・・・、位置は・・・より北約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は田、現況は休耕地です。譲受人である・・・は宗教法人であり、現在本堂はなく復興を目指して檀家一同取り組んでおり、本堂の復興に必要な作業車の駐車場が必要となり、また本堂再建後は参拝者の駐車場として利用するため、適地を探していたところ、隣接地であるため立地も良く、また農

業経験もなく農地の維持管理が困難であった譲渡人と話がまとまり本申請に至りました。計画によりますと、駐車場を整備いたします。排水につきましては、汚水雑排水については発生せず、雨水については自然浸透とし、浸透しきれない部分については、申請地西側に位置する道路側溝へ排水します。このことについて、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが同意を得ており、現地調査を行ったところ転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に用する費用につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の通帳の写しが添付されております。

整理番号2番の案件について、位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は、橋本市しらさぎ台・・・、・・・。位置は、・・・より北東約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は現在妻が妊娠しており、家族が増えるにあたり、現在の住まいでは手狭になり住宅建設を考えて適地を探してたところ、父親である譲渡人が近くで息子夫婦が住んでくれると自身も安心だということから、使用貸借で話がまとまり、本申請に至りました。計画によりますと木造平屋建ての住宅を建築いたします。排水につきましては、汚水及び雑排水は浄化槽を設置し、既設宅内桝から、申請地西側道路の本管へ排水します。下水処理については、浄化槽区域であるとの確認済みです。雨水につきましては、申請地西側既設側溝に自然放流いたします。このことにつきましては自治会長の同意が添付されております。隣接する農地はございません。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ必要額以上の残高証明及び融資証明書が添付されております。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要なとりわけ添付されており転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

ご審議お願いいたします。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

○木下委員

2番、木下です。1番の案件について説明させていただきま
す。・・・さんと話ししたところ、相続してからこの土地では1
度も作ってないと。ただ現場を確認行きましたら草刈だけはされ
てるという、ことが見受けありました。また、・・・さんの代理
になる行政書士の人と話をさせていただきまして、本案件につい
て問題はないと判断いたします。ご審議よろしく願いいたしま
す。

○田中里美委員

6番田中です。2番の説明をします。親子関係で特に問題は
ないと思います。以上です。

○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

質疑がありませんので質疑を終結いたします。お諮りいたしま
す。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、本
件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

ご異議がありませんので、本件は許可相当の意見を付して、原
案の通り県知事に進達することに決定いたします。

議案第3号非農地証明願について上程し、2案件について事務
局の説明を求めます。

○事務局

議案第3号農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて
ご説明いたします。

議案書及び位置図の非-1ページをご覧ください。整理番号1
番の案件についてご説明をいたします。申請地は、橋本市恋野・
・・・、台帳地目は田、現況は公衆用道路です。申請地は大正時代
から隣接地に建築された建物の進入路として利用されているとの
ことです。現況農地でない旨の証明は非農地証明とも言われ、農

地法が施行される前、昭和27年10月から農地がすでに農地以外のものになっている場合や、27年以降何らかの原因で非農地に転用した土地で、20年以上を時間経過し周囲の状況から判断し、また将来にも農地として使用することが困難であり、農地転用行政上支障がないと認められる場合、所有者が申し出をし、当該証明を発行することとなっております。以上ご審議お願いいたします。

○議長

はい。先ほど2案件と申しましたけども、1案件に訂正いたします。

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

○大西正明委員

三番の大西です。今の説明ですけど事務局の説明通りで現場も確認しましたけども、建物があって侵入路が必要ですし、もう全部アスファルト舗装をされて、大正時代からということもありますので、やむを得ないかなと思います。以上です。

○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

○議長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第3号、非農地証明願いについて、本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

ご異議がありませんので、本件は原案の通り承認することに決定いただきます。

ここで5分ほど換気のため窓を開けてください。休憩します。

(休憩)

○議長

それでは休憩以前に戻りまして、議案を進めます。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてを上程し、事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について説明いたします。

議案書の基-1ページから2ページと、位置図の基-1ページをご覧ください。

今月の申請は新規で3件、継続の申請が8件ありますが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受けるものは・・・、利用権の設定をするものは、・・・。利用権を設定する土地は、橋本市吉原・・・の1筆です。現況地目は田で、面積は・・・㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、水田として利用いたします。利用権の期間は令和13年3月末までの9年11ヶ月となっております。利用権の設定を受けるものの耕作面積は約124aで継続の設定となっております。なお、今回利用権を設定する土地は、合計16筆、1万3,473㎡となっております。以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明があればお願いします。

.....

○議長

質疑される方は、質疑をお願いします。

.....

○議長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

ご異議がありませんので、本件は原案の通り承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農業経営基盤の強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分を上程し、事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分についてご説明いたします。

議案書の中-1ページから中-2ページと、位置図の中-1ページをご覧ください。

今月の申請は合計10件ですが、代表して整理番号1番の案件をご説明いたします。利用権の設定を受けるものは、……。利用権を設定するものは、……。利用権を設定する土地は、橋本市山田……。となっております。現況地目は畑で、面積は……。㎡です。利用権の種類は使用貸借で普通畑として利用いたします。利用権の期間は10年間となっております。

今回利用権を設定する土地は、全部で17筆1万2,904㎡となっております。

今月の、案件につきましては、1月より運営、運用が始まりました。一括方式により申請されたものとなっております。一括化方式につきましては、中間管理機構を介した申請にはなっておりますが、市から集積計画を作成し公表した段階で、借り手農家さんの方にすぐに貸借するような申請となっております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで追加説明があればお願いします。

○松岡委員

推進委員の松岡です。・・・さん、・・・、それから・・・、・・・の使用貸借なんですけれども、水利費が、・・・さんが3人分支払うということで、地主が支払うということでした。以上。

○岡本委員

9番の岡本でございます。3番の物件は母親はこちらに住んでるものですから、・・・から遠方ですが毎日通ってきておるということで、耕作の方は間違いなくできるところということでございました。

それから4番の案件は、この方も農業は初めてでございまして、ただいま指導員がつきまして柿の剪定の仕方を教わってる、ということで、今やっております。元々東京の方でございまして、こちらに高野口の・・・で住宅を借りまして住んでおると、ということでございます。だから今のところ心配ないと感じます。

○向井委員

推進委員の向井です。5番から10番の件でご説明させていただきます。設定者であります・・・さんにつきましては何度となくこの席で、申請し個人的にも契約されております。今回初めて中間管理機構を利用してこれだけ申請にあがっております。彼はすごく若くて意欲的に農業を取り組んでおる方ですので、私個人としては問題ないと思っております。以上です。

○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

○議長

はい。質疑はありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分、本件を承認することにご異

議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議がありませんので、本件は原案の通り、承認することに決定いたします。

議案第6号、農地中間管理機構が行う農地売買等事業あっせんにかかる申し出についてを上程し事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第6号農地中間管理機構の行う農地売買等事業に係るあっせんの届けについてご説明いたします。

議案書のあー1ページと、位置図のあー1ページをご覧ください。本申請におきましては、先月の定例会でご審議いただいた方と同じ、・・・さんからの届け出になっております。前回、ご審議いただいた土地に加えて、今回2筆を追加で申請という形になっております。申し込みをする土地は、橋本市高野口町名倉・・・の2筆となっております。登記地目は畑で、面積は合計・・・㎡となっております。本届け出は、農地中間管理機構の特例事業規程に当たる農地売買事業を行うために必要なものとなっております。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

○大矢委員

はい。推進委員の大矢でございます。この現地は、先月も同じような案件で上がりまして、見ていただきました。この現地の、今月上がってますところから右上の方で、先月の10筆ほど柿畑として図った案件でございます。現状は畑ということですが、今のところ何も柿畑にもなっておりませんが、将来、近いうちにまた売買で上がってきます。・・・さんという方が、もうずっとこの農地を管理してございますので、今のところ問題なく、このようなあっせん届になってございますが、近いうちに右上の方の柿畑と同じような形で売買の案件になってこようかと思

いますが、現状としては問題なかろうと思いますので、よろしくご審議お願いします。

○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

○廣田委員

5番の廣田ですが、あっせん届けってかみ砕いていったらどんな内容になるんでしょうか。ちょっとわかりませんが、えらいすいません。

○事務局

あっせんの届け出なんですけれども、今回申請者である・
・さんの方から、橋本市の方で、こちらの農地が、売買できるぐらいの荒廃農地であったりちょっと荒れていたりして、実際にはちょっと売るのに難しくないところを売れるようにあっせんしてもらいたいという申し出になっております。

農業委員会の方にあっせんを受けて、買い手の方に売っても大丈夫かどうかの確認で意見、確認という形で、調査さしてもらい、もし、次の方に渡しても大丈夫という状態であるということが、次の方に売買できる状態ということが確認できれば、農地中間管理機構に農業委員会の、今回の議案の議決をつけて、申請の方を中間管理機構に上げさせてもらう手続きとなっております。

申し出自体につきましては、本人さんの方から農業委員会に、売りに出しても大丈夫かどうかということの申し出となっております。以上です。

○廣田委員

これでいったら安全で、これええよってというのは申し入れるのは、地主さんが申し出るのか。

○事務局

はい。地主の土地所有者の・・・さんの申し出となっております。

○廣田委員

農業委員会に申し出て、この続きはどうなるのか。

○事務局

農業委員会に申し出いただきまして、その後委員会の方で、この農地が大丈夫ということでしたら、中間管理機構、農業公社の方に、今回の、あっせんがあったということで、うちの方から、ここはあっせんもらっていたので、次の方に売買しても大丈夫ということで、申請書の方をつけて、送らせてもらう形になります。

○廣田委員

わかりました。ありがとうございます。

○議長

他にありませんか。

．．．．．

○議長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第6号、農地中間管理機構が行う農地売買等事業に係るあっせん申し出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議がありませんので、本件は、原案の通り承認することに決定いたします。

議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて上程し、事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてご説明いたします。

議案書納-1、位置図納-1から納-3をご覧ください。整理番号1番についてご説明いたします。申請者は橋本市紀見

・・・、・・・。申請地は橋本市紀見・・・、・・・、・・・、
・・・の計5筆、合計・・・㎡です。

整理番号2についてご説明を申し上げます。申請者は橋本市紀見
見・・・、・・・。申請地は橋本市紀見・・・、・・・、・・・、
・・・、・・・、・・・、・・・、・・・の計8筆、合計・・・㎡で
す。

いずれも本申請人は、故・・・氏より、申請者が相続した農地
にかかるとなり、相続開始日は、令和2年11月15日とな
っております。

なお、申請整理番号1番の・・・氏外2名となっております
が、整理番号1番につきましてはあくまでも・・・氏が持つてお
られる部分が、納税猶予の対象となることになっております。

以上について書類審査いたしました結果、申請に必要な書類は
すべて添付されており許可相当の判断をいたしました。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお
願いします。

○土井会長

これは私の担当でございますので、私の方から説明をいたし
ます。

・・・さんは、・・・氏の長男です。・・・さんは・・・の次男
です。この長男と次男で長男の方が、5筆の農地、次男の方が、
8筆の農地を相続するってということで、いずれの、筆も現在、農
地として活用されてございますので、事務局の説明の通りなんら
問題ないものというふうに考えております。

○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

○議長

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいた
します。

議案第7号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議がありませんので、本件は原案の通り承認することに決定いたします。

次に報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、及び報告2号農地中間管理事業による利用権設定について、事務局に報告を求めます。

○事務局

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明をいたします。

議案書の18-1をご覧ください。整理番号1番についてご説明をいたします。申請地は橋本市高野口町大野・・・です。賃貸人は、・・・さん。借入人は、・・・さん。戦前からの賃貸借契約について、令和3年3月12日付けで、合意解約が成立したものがありません。

つづいて報告第2号、農地中間管理事業による権利設定についてご説明いたします。

議案書の中報-1ページをご覧ください。中間管理権を取得した、和歌山県農業会議より権利が設定された通知がありましたのでご報告いたします。

整理番号1番の案件につきましては、令和3年2月の定例会で承認された案件となっております。整理番号2番の案件については令和2年9月定例会で承認された案件で、農地中間管理機構が行う農地リフォーム化支援事業の申請があった農地になっておりましてリフォーム化支援事業を使い遊休状態が解消されたため、次の受け手に今回、・・・氏に転貸されました。

以上報告します。

○議長

報告を終わります。

その他に移ります。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。

○田中里美委員

田中です。3条の・・・さんの件のことなんですけども、それとは別に、認知症っていうことがあったので、私、堀切委員さんと事務局の方に持って行かしてもらって、ちょっと話聞いたんですけども。これから問題で、その認知症とかっていうことが出てくると思うので、この申請人等についてっていうのを印刷してくれたので、それについてちょっと、ざっと、説明してもらえたらありがたいと思うんです。

○議長

事務局、この参考資料の申請人等について、わかる範囲で説明。

○事務局

別添でつけさせていただいております、参考申請人等についてをご覧ください。多くの場合、本人申請以外は、委任状が添付されて代理人申請ってことになるんですけど、こちらが多いんですが、今委員からご意見ありましたように、今後、いわゆる制限能力者による申請が増えてくるであろうかと考えております。その場合は、成年後見人さんであるとか、補佐人であるとか、補助人であるとかそういったそれぞれの裁判所の認定を受けた方が、それぞれの権限において、こういった申請をするんですってことでつけさせていただいております。

これはあくまでも、例えばですが、認知症を煩われた方がおったとして、その方の財産権であるとか、もろもろ権利を守っていかなければならないということで成立されたものと伺っております。ですので、今回のケースは夫婦間でありますので、その娘さんとか、そういった方にも事実の確認をさせていただいた上で、また委任状を添付されておりましたので、今回申請を上程させていただきましたが、今後、第三者による申請があった場合には、こういった処理が当然チェックされておらなければ、受け付けてはならないというのは、農業関係事務処理手引きで明記されておりますので、この手引きに沿った形で、申請を受け付けてまたご審議いただくことになると思います。以上です。

○議長

いいですか。ご意見、ご質問はございませんか。

.....

○議長

ないようですので、以上で本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。

令和3年4月、農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時20分閉会)

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年4月9日

会 長 土井 清美 ⑩

5 番 廣田 征男 ⑩

6 番 田中 里美 ⑩